

那覇市支援対象児童等見守り強化事業に係る質問及び回答

作成日:令和6年6月3日

No	質問	回答
1	見守りの対象地域は、活動拠点を中心とした地域か、それとも市全域か。	対象地域の指定はありません。活動拠点を中心とした地域か、より広範囲に地域を拡大するかは事業者の活動体制に応じ設定いただきたいと思います。
2	行政から依頼された世帯の支援ということでよいか。	市から依頼した子ども等の見守りが主となります。ただし、事業者側で気になる子ども等を把握した場合にも、虐待リスクを協議する必要がありますので、その都度、こどもえがお相談課へご連絡ください。
3	訪問は月1回でよいのか。	最低限として月1回の訪問をお願いしますが、それ以上の訪問も可能です。支援する世帯数に応じ、訪問回数を調整いただきたいと思います。今回の支援対象は、20～30世帯を想定しています。
4	活動報告はどのように行うのか。	こちらで用意する活動報告書の様式に沿って、毎月1回の報告をお願いします。また、毎月開催する定例会議のなかで情報共有や支援方針の検討を行います。
5	宅食の弁当は、手作りでなく市販でもよいか。また、1食あたりの上限額はあるか。	市販の弁当でも問題ありません。1食あたりの上限額は特に設けていませんが、予算枠内で設定をお願いします。
6	従業者に特定の資格は必要か。	活動内容によって資格の必要性や種類も変わってくると思いますので、特段この資格がないと認められないということはありません。
7	子どもたちを居場所に呼んで食事を提供することも可能か。	他の事業と重複している場合は認められないため、予算の住み分けが必要です。
8	児童民生委員と連携しながらの活動ということでよいか。	お見込みのとおりです。これまで活動されてきた事業者のネットワークを活用して、見守り活動を行っていただきたいと思います。
9	遠足や体験活動の費用も認められるか。	世帯等の見守りが目的のため、補助経費の対象外になります。

那覇市支援対象児童等見守り強化事業に係る質問及び回答

作成日:令和6年6月3日

No	質問	回答
10	車のリース代、携帯料金の費用も認められるか。	認められます。補助金交付要綱別表(第5条関係)を参照ください。
11	支援対象は小学生から高校生までか。	お見込みの通りです。現状として、小中学生が主となっています。
12	食事の提供において加入すべき保険はあるか。	特定の保険はありませんが、食中毒等のリスクに備えた保険への加入が望ましいと考えます。
13	食材の提供も認められるか。	認められます。補助金交付要綱別表(第5条関係)を参照ください。
14	自宅から学校への登校支援も活動として認められるか。	認められます。なお、車での送迎を行う場合は、安全対策の観点から車両保険等の加入が望ましいと考えます。
15	学習支援とは具体的にどんなことをするのか。	自宅にて宿題や勉強をみたり、活動場所に来た子どもたちの学習サポートを想定しています。